**■中山道太田宿地区　②沿道まちなみ景観形成を図る区域（青）**

＊必ず景観計画をお読みいただき、以下の項目について届出内容が適合するかご確認ください。

＊枠内を記入し、該当する項目にチェック[x]  を入れてください。

※欄は記入しないでください。

＊届出書と一緒にご提出ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届　出　者 |  | ※受付番号 |  |

●建築物・工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 制限 | チェック | ※照合欄 |
| １建築物 | ①位置 | 原則として建物は現在のまちなみの壁面線を揃える。 |[ ]   |
|  |  | やむを得ず道路から後退する場合は、伝統的な様式の門塀等を設置し、まちなみの連続性を維持する。 |[ ]   |
|  | ②高さ | ３階以下とする。 |[ ]   |
|  |  | ３階とする場合は、３階部分を２階建て部分から１．５ｍ以上後退させる。 |[ ]   |
|  | ③形態意匠 | うだつのある屋根は、保全する。 |[ ]   |
|  |  | うだつ、格子窓、格子戸、つし造り、袖壁、蔵造り、真壁しっくい壁造り、欄干付窓（木手摺）、下見板張り、たて羽目板張り等の伝統的な意匠を採り入れることに努める。 |[ ]   |
|  | ④屋根または庇 | 原則として切妻で平入りの瓦屋根とする。 |[ ]   |
|  |  | １階に庇を設け、両隣の建築物の１階における軒の高さを統一させる。 |[ ]   |
|  | ⑤色彩 | 色彩は、白、黒又は濃い茶色(＊)を基調とする。 |[ ]   |
|  |  | 外部の新設の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。 |[ ]   |
|  |  | 樋は灰色又は濃い茶色(＊)を基調とする。 |[ ]   |
|  |  | 屋根の色彩は色相に係わらず明度２～７かつ彩度２以下とする。 |[ ]   |
|  | ⑥素材 | 外壁の素材は、しっくい又は木質系およびこれに類するものとし、腰部分は板張り又はこれに類するものとする。 |[ ]   |
|  |  | 外部土間は、たたき、石貼り、豆砂利洗い出し又はこれに類するものとする。 |[ ]   |
|  | ⑦開口　　　部 | 原則として建具は木製とする。 |[ ]   |
|  |  | アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒、こげ茶(＊)とし、伝統的建築物の意匠を採り入れるものとする。 |[ ]   |

（＊）は、下表をご参考にしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 色彩 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 濃い茶色・こげ茶 | ＹＲ | １～３ | ４以下 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 制限 | チェック | ※照合欄 |
| ２　門又は　　　　塀 | 原則として門又は塀を設ける場合は、木や石等の自然素材を使用したものとする。門扉は木製とする。やむを得ず金属類等を用いる場合は、色を黒、こげ茶(＊)とするかまたは修景緑化を行う。 |[ ]   |
|  | 腰なげしの下部は、たて羽目板、下見張り又は小壁に類するものとする。 |[ ]   |
|  | 外部の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。 |[ ]   |
| ３　建築設備等 | 原則として道路などから容易に望見できる位置に設置しない。 |[ ]   |
|  | やむを得ない場合は、壁、格子等で覆う等、建物本体に調和したものとする。 |[ ]   |
|  | 木製格子枠で修景するときは、斜め材の使用をさける。 |[ ]   |
| ４　自動販売機 | 原則として道路から容易に望見できる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。 |[ ]   |
| ５　看板 | 原則として覆い看板、屋上看板は設置しないものとする。 |[ ]   |
|  | デザイン、色彩、大きさなどは、まちなみの景観に調和したものとする。 |[ ]   |
|  | 原則として２階の軒より低いものとし、建物から前には設置しない。 |[ ]   |
|  | 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類、テント類等は、原則として設置しない。 |[ ]   |
| ６　常夜灯　　行灯 | 常夜灯や行灯を設置する場合は、宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠とする。 |[ ]   |
| ７　街路灯 | 宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。 |[ ]   |
| ８　工作物 | 原則として擁壁は、石等の素材を利用したものとする。 |[ ]   |
|  | やむを得ない場合は、前面に植栽等の修景を施すものとする。 |[ ]   |
| ９　駐車場又は空き地 | 駐車場等は、出入口を除き、塀、柵、植栽等で修景する。 |[ ]   |
| １０　車庫 | 建物は、伝統的なデザインとする。 |[ ]   |
|  | 出入口は、可能な限り木製の板戸、格子戸、又は格子戸の折り畳み戸とする。 |[ ]   |
| １１　植栽 | 中山道に面する箇所での適度な植栽に努める。 |[ ]   |

（＊）は、前ページの表をご参考にしてください。

●共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類の確認 | チェック | ※照合欄 |
| 届出書（２ｐ分）が漏れなく記載されている。 |[ ]   |
| 制限と照合できる添付書類が揃っている。（位置図、現況写真、配置図、立面図） |[ ]   |
| その他指定された図書が揃っている。（市から請求があった場合） |[ ]   |